# coumera 利用許諾規約

この coumera 利用許諾規約(以下、「本規約」といいます)は、株式会社 GRoooVE(以下「当社」といいます。)が、当社が用意するクラウドサーバー環境で提供されるソフトウェア「coumera」(以下、「本ソフトウェア」といいます)の利用及び本ソフトウェアと接続して使用する本ハードウェアの販売又はレンタルに関する条件を定めるものであり、当社と本サービスを利用されるユーザー(以下、「お客様」といいます)との間に適用されます。

### 第1章 総則

## 第1条. 【定義】

本規約において、次の各号に掲げる各用語の意義は、以下に定めるところによる ものとします。

- (1)「本ソフトウェア」とは、当社が自社又は第三者(以下「開発元」といいます。) と協力して開発し、当社が「coumera」の商品名で販売するソフトウェアを意味します。本規約成立以降に当社により一般に発売されるアップデート(下記で定義します。)及びアップグレード(下記で定義します。)を含むものとします。
- (2) 「本サービス」とは、本規約条項上の使用許諾に基づき提供される本ソフトウェアの software-as-a-service を意味します。なお、coumera の仕様は、https://coumera.com/に定めるところによります。
- (3)「本ハードウェア」とは、本サービスの利用に必要な機器であって、当社が指定する機器を意味します。
- (4)「ユーザー」とは、本ソフトウェアの「ユーザー管理」機能をもって本ソフトウェアにログイン権限を持つ個人を意味します。お客様の組織において雇用が終了した個人及び無効化されたログイン名を利用していた個人は、ユーザーとして数えないものとします。
- (5)「サーバー」とは当社が用意し本ソフトウェアがインストールされる、データ 収集、ウェブページの公開用及びデーターベース・サーバー用に使用されるコ ンピューター又はコンピューター群を意味します。
- (6)「アップデート」とは、本ソフトウェアの現在のバージョンに対して小規模な 機能の改良又はバグ修正を行うことを意味します。
- (7)「アップグレード」とは、本ソフトウェアの大規模な機能の改良又は修正のことで、新機能やソフトウェアの主要な機能性を向上させる改良を取り入れることを意味します。「アップデート」又は「アップグレード」のいずれかへの指定は、当社が決定するものとします。

(8)「営業日」とは、土日祝日並びに当社が定める休業日を除いた平日に当社が業務を行っている日のことを意味します。

### 第2条. 【本規約の変更】

当社は、お客様の事前又は事後の承諾なく、民法の規定に従い本規約を変更することができるものとし、お客様は本規約の変更にあらかじめ同意します。当社が本規約の変更を行う場合、(1)本規約を変更する旨、(2)変更後の本規約の内容及び(3)変更の効力発生開始日を本サービス上のページへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法で表示して事前に周知するものとし、当該変更は変更の効力発生開始日から効力を生じるものとします。

### 第3条. 【本サービス利用契約の成立】

- 1. お客様は、当社に対して、本規約の内容を承諾の上で、当社所定の利用申込書を提出することにより、本サービスの利用申請を行います。
- 2. 当社は、前項の利用申請を受領した後速やかに当社所定の審査を行い、当社が登録を認めた場合には、当社はお客様に対して、電子メールにて、本サービスのアカウント情報(利用者 ID 及び初期パスワードを含みます。)が記載された登録通知を送付します。お客様は、当該電子メールを受領後、電子メールに記載されたアカウント情報を利用して、本サービスを利用開始することで、本サービス利用開始時点(以下、「本サービス利用契約開始日」といいます)において、本規約に基づく本サービス利用契約が成立します。
- 3. 当社は次の場合には、アカウント情報の提供をおこなわず、又は提供したアカウント情報の利用停止措置をとることができます。
  - ①お客様が、当社に対して提供した利用申込書に虚偽の事実が記載されていた場合
  - ② お客様が、利用者 ID 及び/又はパスワードを第三者に利用させ、共有し、その 他当社が認めない方法により利用者 ID 及び/又はパスワードを使用した場合
  - ③ お客様が、本サービス若しくはハードウェアにかかるサービスにおいて、過去 に規約に違反する行為をしたことがある場合
  - ④ 前各号のほか、当社による本サービスの提供に関して支障がある場合
- 4. お客様は、利用申込書記載の登録情報に変更があった場合、遅滞なく変更内容を当社に通知するものとします。この通知を怠ったことにより当社からの通知が不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したとみなされます。

#### 第4条. 【有効期間】

1. 本規サービス利用契約の有効期間は、本サービス利用契約開始日から本サービス利用契約書に定める終期までとします。本サービス利用契約の有効期間は、お客様から当社に対し本サービス利用契約の終期の30営業日までに更新しない旨の通知がない限り、更に1年間更新されるものとしその後も同様とします。

### 第2章 本サービスの利用

### 第5条. 【本サービスの提供及び本ソフトウェアの利用】

- 1. 当社はお客様に対し、本サービス利用契約の有効期間中、本ソフトウェアを当社が 提供するクラウドサーバー上にインストールした状態で、お客様が本サービスを 利用できる環境を提供するものとし、お客様は本サービスを非独占かつ譲渡禁止、 再許諾不能の条件により利用できるものとします。クラウド環境へのインストー ルは当社が実施するものとします。
- 2. 本サービスにおいて、本ソフトウェアがインストールされたサーバーのマネージメントと監視は、当社が行うものとします。また、本ソフトウェアのアップデート及びアップグレードのインストール、クラウドサーバー機能の提供、サーバーマネージメント環境の代行監視は当社が実施するものとし、それ以外のサービス、すなわち本ソフトウェアのインストール以外の設定については、お客様が自らの責任と負担において行うものとします。
- 3. お客様は、本サービスを利用するための利用者 ID 及びパスワードについて、お客様の責任で管理を行うものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしないものとします。当社は、お客様による利用者 ID 及びパスワードの管理懈怠によりお客様又は第三者に生じた損害について一切の責任を負わず、お客様がその責任を負うものとします
- 4. お客様は、本ソフトウェアを当社が提供するサーバー上でのみ利用することができるものとし、当該環境以外において本ソフトウェアの複製又はその他の利用をすることができないものとします。
- 5. 本規約に明記されている場合を除き、お客様が第三者に対して本サービス又は本 ソフトウェアの全部又は一部の機能を提供することはできません。また、お客様は、 いかなる利用目的であったとしても、本ソフトウェアの利用の対価を第三者から 受領することはできません。
- 6. 当社及び本ソフトウェアの開発元は、本ソフトウェアに関する全ての権利(全ての 知的財産権を含みます)を保有し、本サービス利用契約(本規約を含む。)におい て明示的に許諾していない本ソフトウェアに関する全ての権利をも保有します。

### 第6条. 【サーバー管理】

- 1. お客様は、本サービスについて、本サービス利用契約の有効期間中、当社により提供されるサーバーマネージメント及びサーバー監視を受けられるものとします。
- 2. 当社は、本サービスのサーバー環境を自己の裁量において変更することができる ものとし、お客様は、これに同意するものとします。
- 3. 本サービスのサーバー環境の大幅な変更(お客様の設定作業が必要となる変更) については、当社は事前にお客様に通知するものとし、これらに伴うサーバーへ のインストール作業及び移行作業は当社の負担において行うものとします。当該

作業中は、お客様は、本サービスが利用できないことに同意するものとします。 お客様は、当該インストール又は移行に伴うデータのチェック又は機能の設定を、 お客様の責任と負担において行うことに同意するものとします。

### 第7条. 【インターネット環境】

- 1. 当社は、お客様の端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを 提供しません。本サービスの利用に際しては、他の電気通信事業者との間における インターネット接続サービス利用契約の締結等、お客様の端末機器をインターネ ットに接続するための手段をお客様の責任において用意する必要があり、お客様 はこれに同意します。
- 2. 当社は、本サービスの提供に際して当社又はサーバー環境の提供業者が利用する 電気通信事業者の設備の故障により、お客様が本サービスを適切に利用できなく なった場合であっても、これによりお客様に生じた損害について一切責任を負い ません。

### 第8条. 【データの復元】

1. 当社は、本サービスのサーバーに保存されたデータ等について、システム全体の損傷等に備えて、その複製を行っていますが、事由の如何にかかわらず、個々のお客様のデータ等を復元するサービスを提供するものではありません。本サービスに保存されたデータの滅失又は損傷に備えて定期的にそのバックアップを、お客様は、自己の責任と費用負担において行うものとします。

#### 第9条. 【テクニカル・サポート】

1. お客様は、本ソフトウェアについて、本サービス利用契約の有効期間中、当社並びに本ソフトウェアの開発元より提供されるテクニカル・サポートを受けられるものとします。当社のテクニカル・サポートの内容については、次のページで表示されます。https://coumera.com/

# 第10条. 【コンプライアンス】

1. お客様は、本サービス又は本ソフトウェアの利用にあたって、全ての適用ある法令を遵守するものとします。

#### 第11条. 【アップデート・アップグレード】

- 1. 本ソフトウェアについて、アップデート又はアップグレードが一般に提供された場合、お客様はアップデート又はアップグレードされた本ソフトウェアのみを利用することができるものとします。
- 2. 当社は、アップデート又はアップグレードされた本ソフトウェアに基づく本サービスの対価について、お客様に対する通知をもって、変更することができるものとします。但し、本ソフトウェアのアップデート又はアップグレードが提供された以降に最初に訪れる本規約の更新日までは据え置かれるものとします。

#### 第12条. 【本サービスの対価及び支払方法】

1. 本サービスについての対価(本ハードウェアの販売又はレンタルに係る対価を除

きます。本条において以下同じ。)は、当社が利用契約において定める利用対価とし、別段の定めのない限り、消費税相当額を含むものとします。本規約に定めるほか、本サービス利用契約が本サービス利用契約有効期間の途中でお客様の都合により解除された場合にも、お客様は当該終了月の対価の支払を免れないものとします。

- 2. お客様は、本サービスの対価を、毎月末日までの毎月分の利用対価を、翌月末日までに当社の請求書に基づき、銀行振込で支払うものとします。年額払を選択されたお客様は、契約成立日の翌月末日までに支払うものとします。振込手数料についてはお客様の負担とします。
- 3. お客様が、本サービスの対価に係る支払を遅滞した場合、当社に対し、遅滞した金額に対し年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 4. 本サービス利用契約の更新時において当社は、本サービスの対価を変更することがあります。なお、お客様の都合により利用タイプに変更がある場合については、本サービスの対価は、利用タイプに応じて変更されるものとします。利用タイプの変更が変更予定月の前月にあった場合は、当該月については当該変更前の利用タイプの対価が適用されるものとします。
- 5. 本サービスが第三者を通じて導入される場合には、本サービスの正規代理店又は クレジットカード会社に対して、対価を支払うものとし、支払条件については、当 該正規代理店又はクレジットカード会社の定めるところに従うものとします。本 サービスが正規代理店を通じて購入された場合において、本サービス利用契約の 解除があったときは、いかなる場合も当社は、お客様に返金義務あるいはいかなる 金銭の支払も行いません。

### 第13条. 【本ソフトウェアについての保証】

1. 当社は、情報についての管理者の意図に反し又は許可なくコンピューター、コンピューター・システム又はコンピューターネットワーク内の情報を変更し、損失し、破壊し、記録し又は送信するように意図的に設計された命令を本ソフトウェアに含めていないことを保証します。この保証は、本ソフトウェアにオープンソースコードが含まれる場合には、当該オープンソースコードには適用されません。本サービス利用契約の有効期間中、本ソフトウェアに本項の保証に反するもの(オープンソースコードを除きます)が含まれていることが判明した場合には、当社は、唯一の法的救済として、当社の費用において、本ソフトウェアの主要な機能を損なうことなく本条に定める保証に合致するように本ソフトウェアを改変又は交換する合理的な営業上の努力を払います。お客様は、本条に定める保証の違反についての他の法的救済を求める前に、当社が当該変更又は交換を行うための猶予を与えるものとします。

#### 第14条. 【本ソフトウェアの機能等に関する保証及び責任の限定】

1. 当社は、本規約に定めるほか、本ソフトウェアを、現状有姿の状態で提供し、明示

的にも黙示的にも、その内容について何らの担保及び保証をするものではありません。当社は、その商品性及び特定目的の適合性を黙示的に担保・保証することを含み、明示的又は黙示的であるかを問わず、いかなる種類の担保・保証をも行うものではありません。

- 2. 本ソフトウェアの品質、性能、インストール、使用に伴うプログラムエラー、装置の損傷、データやソフトウェアプログラムの消失、不稼動及び中断等一切のリスクは、お客様が負うものとします。本ソフトウェアの使用に関する適切性の判断は、お客様自身の責任で行うものとし、その使用による一切のリスクは、お客様が負うものとします。
- 3. 当社は、本サービスで提供されるサーバー環境における情報の改ざん又はウイルスに関して、責任を負わないものとします。

### 第3章 本ハードウェアの販売

# 第15条. 【本販売契約の成立】

- 1. お客様は、本サービスの利用にあたり、本ハードウェアの購入を希望される場合、 本サービス利用契約、本規約及び本章の内容に同意のうえ、当社に対し本ハードウェアの発注書を発行することで注文を行うものとします。
- 2. 当社は、お客様からの前項に基づく発注書を受領した場合、当該注文を受注する か否かの審査を行います。当社は、以下の各号に該当する場合、当社の裁量により、 お客様からの注文を受注せず又は注文内容の変更を求めることができるものとし ます。
  - (1) 注文情報に不備又は虚偽があると当社が判断する場合
  - (2) 注文が転売目的であると当社が判断する場合
  - (3) 注文に関する当社からのお客様に対する連絡につき、お客様に連絡がつかない場合又は当社からの連絡に対するお客様からの回答がない場合
  - (4) 本ハードウェアに係る過去の販売契約につき、お客様の契約違反がある場合
  - (5) 前各号のほか、注文を受注することが適当でないと当社が判断した場合
- 3. 当社がお客様からの注文を受注する場合、請書をお客様に対し送付した時点で、第 1項の注文(前項に基づく変更後の注文を含みます。)に基づく本ハードウェアの 販売契約(以下「本販売契約」といいます。)が成立するものとします。
- 4. 本章は、本販売契約にのみ適用されるものとし、本規約第4章に定める本ハードウェアのレンタル契約には適用されません。

#### 第16条. 【配送及び引渡し】

- 1. 当社は、本販売契約成立後、当社の裁量で決定する方法により本ハードウェアをお客様に配送します。
- 2. 当社は、本ハードウェアの配送に要する日数を当社ウェブサイト上に記載します。

ただし、本ハードウェアの入荷・在庫状況その他事由により、当社ウェブサイト上 の記載と実際の配送に要する日数が異なる場合があります。

- 3. お客様が注文した本ハードウェアが、注文時に指定された配送先に配送されたことをもって、本ハードウェアの引渡しは完了したものとします。
- 4. 前項に基づき本ハードウェアが引き渡された時点で、本ハードウェアの所有権及び 危険がお客様に移転するものとします。

### 第17条. 【受入検査】

- 1. お客様は、本ハードウェアの引渡し後 7 日以内(以下「受入検査期間」といいます。)に受入検査を行うものとします。受入検査は、当社が行う本ハードウェアの本ソフトウェアへの接続確認とし、本サービスが有効に機能することをもって受入検査が完了したものとします。
- 2. お客様は、受入検査の結果、本ハードウェアについて品名、数量、動作不良、仕様 書に定める仕様との不合致その他の不具合(以下「契約不適合」といいます。)が ある時は、直ちに当社に書面にて通知するものとします。
- 3. 受入検査期間において前項に基づく契約不適合の通知がない場合には、本ハードウェアは受入検査に合格したものとし、受入検査合格後は、当社はお客様に対して、本規約第20条に定める保証のみを提供するものとします。

# 第18条. 【本ハードウェア代金及び支払方法】

- 1. お客様は、本販売契約成立後 60 日以内に、当社に対して別途当社が定める本ハードウェアの販売代金(以下「本ハードウェア代金」といいます。)を、当社が指定する口座に振り込む方法で支払うものとします。振込手数料についてはお客様の負担とします。
- 2. お客様が、本ハードウェア代金の支払を遅滞した場合、当社に対し、遅滞した金額に対し年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

# 第19条. 【本ハードウェアの管理責任】

- 1. お客様は、お客様の自己責任と費用負担にて本ハードウェアを適切に管理するものとします。お客様は、本ハードウェアの性能、機能、品質を変更し、又は改造、加工、その他本ハードウェアの現状を変更する等の通常とは異なる用法による利用をおこなってはなりません。お客様による本ハードウェアの管理不十分又は本ハードウェアの不具合、障害等により、当社による本サービスの提供ができないことに起因してお客様に生じた損害について、当社は一切責任を負いません。
- 2. お客様は、本ハードウェアを第三者に対し譲渡、転貸し、担保に供し、その他第三者の使用に供したりしてはならないものとします。

#### 第20条. 【本ハードウェアについての保証/契約不適合責任の不適用】

- 1. 本ハードウェアの契約不適合について、民法に定める契約不適合責任は適用されず、当社は民法上の契約不適合責任を負いません。
- 2. 当社は、本ハードウェアについて、当社が定める仕様書に記載された保証期間に

おいて、仕様書に記載された性能に合致していることのみを保証し(以下、保証期間中に発見された仕様書に記載された性能の不合致を「性能不良」といいます。)、本ハードウェアについてのお客様が求める特定の目的に適合すること、期待する機能・ハードウェア的価値・正確性・有用性・完全性を有することその他の事項について、何らの保証をするものではありません。

# 第21条. 【性能不良に対する対応】

当社は、本ハードウェアについて性能不良が生じた場合、性能不良の発生についてお客様の不注意、故意又は過失がない限り、当社の費用負担で本ハードウェアの修理、交換又は返金することで、対応します。本ハードウェアの修理、交換又は返金のいずれの方法を採用するかについては、その判断は当社の裁量によるものとし、お客様は異議を述べることはできません。

### 第4章 本ハードウェアのレンタル

# 【本レンタル契約の成立】

- 1. お客様は、本サービスの利用にあたり、本ハードウェアのレンタルを希望される場合、本サービス利用契約、本規約及び本章に同意のうえ、当社に対し本ハードウェアのレンタル申込書を発行することで注文を行うものとします。
- 2. 当社は、お客様からの前項に基づく申込書を受領した場合、当該注文につきレンタル契約を受注するか否かの審査を行います。当社は、以下の各号に該当する場合、当社の裁量により、お客様からの注文を受注せず又は注文内容の変更を求めることができるものとします。
  - (1) 注文情報に不備又は虚偽があると当社が判断する場合
  - (2) 注文に関する当社からのお客様に対する連絡につき、お客様に連絡がつかない 場合又は当社からの連絡に対するお客様からの回答がない場合
  - (3) 本ハードウェアに係る過去の購入契約又はレンタル契約につき、お客様の契約 違反がある場合
  - (4) 前各号のほか、注文を受注することが適当でないと当社が判断した場合
- 3. 当社がお客様からの注文を受注する場合、請書をお客様に送付した時点で、第1項の注文(前項に基づく変更後の注文を含みます。)に基づく本ハードウェアのレンタル契約(以下「本レンタル契約」といいます。)が成立するものとします。
- 4. 本章は、本ハードウェアの本レンタル契約にのみ適用されるものとし、本規約第3章に定める本販売契約には適用されません。

#### 第22条. 【配送及び引渡し】

- 1. 当社は、本レンタル契約成立後、当社の裁量で決定する方法により本ハードウェアをお客様に配送します。
- 2. 当社は、本ハードウェアの配送に要する日数を当社ウェブサイト上に記載します。

ただし、本ハードウェアの入荷・在庫状況その他事由により、当社ウェブサイトメール上の記載と実際の配送に要する日数が異なる場合があります。

3. お客様が注文した本ハードウェアが、注文時に指定された配送先に配送されたことをもって、本ハードウェアの引渡しは完了したものとします。

### 第23条. 【受入検査】

- 1. お客様は、本ハードウェアの引渡し後7日以内(以下「受入検査期間」といいます。) に受入検査を行うものとします。受入検査は、当社が行う本ハードウェアの本ソフトウェアへの接続確認とし、本サービスが有効に機能することをもって受入検査が 完了したものとします。
- 2. お客様は、受入検査の結果、本ハードウェアについて品名、数量、動作不良、仕様 書に定める仕様との不合致その他の不具合(以下「契約不適合」といいます。)があ る時は、直ちに当社に書面にて通知するものとします。
- 3. 受入検査期間において前項に基づく契約不適合の通知がない場合には、本ハードウェアは受入検査に合格したものとし、受入検査合格後は、当社はお客様に対して、本規約第30条に定める保証を提供いたします。

# 第24条. 【本ハードウェアの管理責任】

- 1. お客様は、善良な管理者の注意義務をもって本ハードウェアを管理するものとします。本ハードウェアの性能、機能、品質を変更し、又は改造、加工、その他本ハードウェアの現状を変更する等の通常とは異なる用法による利用をおこなってはなりません。
- 2. 当社は、本ハードウェアの障害発生時には、保守管理を行うものとしますが、本ハードウェアの不具合又は障害等により、当社による本サービスの提供ができないことに起因してお客様に生じた損害について、当社は一切責任を負いません。
- 3. お客様は、お客様の故意又は重大な過失により本ハードウェアに損害を与えた場合、当社はお客様に当社が被った損害の賠償を請求することができるものとします。
- 4.お客様は、本ハードウェアを第三者に対し譲渡、転貸し、担保に供し、又は第三者の使用に供したりする等当社の本ハードウェアの所有権を侵害する行為をしてはならないものとします。

### 第25条. 【本ハードウェアの返却】

お客様は、本ハードウェアのレンタル期間が終了した場合(ただし有効に延長がなされた場合は除く。)、本規約第29条に基づく本レンタル契約が解約された場合、お客様の責任及び費用負担で、別途定める期日(以下「返却期限」といいます。)までに、当社の指定する場所に速やかに返却するものとします。

### 第26条. 【延滞又は破損等】

1. レンタル期間の有効な延長なく本ハードウェアを返却期限までに返還しなかった場合、お客様は、レンタル料金に加えて、返却期限として定める日の翌日(同日含む。) から実際の返却日(同日含む。) について、延滞料金として、本ハードウェアの1か

月あたりのレンタル料金の倍額を違約金として支払うものとします。なお、延滞料 金の発生条件及び算定方法は、当社の裁量により定められるものとし、お客様に対 する事前の通知なく変更される場合があります。

2. お客様の故意又は重大な過失によりハードウェアを破損、紛失し又は第三者により 盗難された場合は、レンタル料金に加え、当社が別途定める当該本ハードウェアの 販売代金に相当する金額をご負担いただきます。また、当社は、当該お客様に対す るレンタル料金及び販売代金に相当する金額の請求権を、自らの裁量により第三者 に譲渡することができるものとし、お客様は、当該譲渡につき予め異議なくこれを 承諾するものとします。

# 第27条. 【レンタル料金の支払い等】

- 1. お客様は、レンタル期間中、当社に対して別途当社が定める本ハードウェアのレンタル料金そのほか関連する実費(以下併せて「レンタル料金」といいます。)を、当社が指定する口座に振り込む方法で支払うものとします。振込手数料はお客様の負担とします。
- 2. お客様がレンタル料金の支払を遅滞した場合、お客様は年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

# 第28条. 【本レンタル契約の解約】

- 1. 当社は、お客様が本レンタル契約又は本規約に違反したときは、何らの通知や催告をすることなく本レンタル契約を解除し、直ちに本ハードウェアの返還を求めることができるものとします。
- 2. 当社は、前項に基づき本レンタル契約を解除した場合、お客様は本規約に基づく当 社への一切の債務について当然に期限の利益を失い、未払いのレンタル料金、その 他一切の債務について全額を直ちに支払うものとします。
- 3. 本レンタル契約の解除後も、お客様が本ハードウェアの返還に応じない場合には、 第27条第1項を準用します。

### 第29条. 【本ハードウェアについての保証/契約不適合責任の不適用】

- 1. 本ハードウェアの契約不適合について、民法に定める契約不適合責任は適用されず、当社は民法上の契約不適合責任を負いません。
- 2. 当社は、本レンタル契約有効期間中、本ハードウェアについて性能不良(第 20 条第 2 項の性能不良を意味する。)が生じた場合、性能不良の発生についてお客様の故意又は重大な過失がない限り、当社の費用負担で本ハードウェアの修理、交換又は返金することで、対応します。本ハードウェアの修理、交換又は返金のいずれの方法を採用するかについては、その判断は当社の裁量によるものとし、お客様は異議を述べることはできません。なお、性能不良の発生についてお客様の故意又は重大な過失がある場合、お客様は当社に対し、本ハードウェアの修理代相当額を損害賠償として支払う義務を負います。

### 第30条. 【個人情報の取り扱い】

- 1. 当社は、お客様の個人情報(「個人情報の保護に関する法律」の定義に従います。なお、正規代理店を通じて取得した個人情報を含みます)を個人情報関連法令及びプライバシーポリシー(https://www.grooove.co.jp/company/privacy/)に従い厳正に管理し、利用します。また、当社はお客様情報に基づく集計又は統計データを作成し、利用(第三者への提供を含みます)する権利を有します。
- 2. 当社は、裁判所その他公的機関の強制力ある判決、命令等により提供、開示が求められた場合その他法令上の義務の履行に必要な場合、お客様の情報を提供、開示できるものとします。
- 3. お客様は、本ソフトウェアの開発元が当社でない場合、テクニカル・サポートに必要なお客様情報が当社より本ソフトウェアの開発元に提供されることに同意するものとします。

### 第31条. 【権利の帰属】

- 1. 本サービス、本ソフトウェア及び本ハードウェアに関する著作権、特許権、実用 新案権、商標権、意匠権その他一切の知的財産権及びこれらの権利の登録を受け る権利、ノウハウその他の利益等(以下「知的財産権等」といいます。)は、当社 又は当該知的財産権等を保有する第三者に帰属します。
- 2. お客様は、方法又は形態の如何を問わず、本ソフトウェア、本サービス又は本ハードウェアについて当社又は第三者の知的財産権等を侵害する又はそのおそれのある行為(逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。)を行ってはならないものとします。また、お客様は、知的財産権の存否にかかわらず、当社の事前の明示的な許諾がある場合を除いて、本ソフトウェア、本サービス及び本ハードウェアの全部又は一部について、複製、配布、転載、転送、公衆送信、改変、翻案その他の二次利用等を行ってはならないものとします。
- 3. 当社は、本契約の有効期間中、お客様がサーバー上に登録した情報、データ、コンテンツについて、当社が本サービスを提供するにあたり、無償で複製、配布、転載、転送、公衆送信、改変、翻案その他の二次利用等を行うことができるものとします。
- 4. 本ハードウェア又は本ソフトウェアにかかる管理画面上、商標、ロゴ及びサービスマーク等(以下総称して「商標等」といいます。)が表示される場合がありますが、当社は、お客様その他の第三者に対し何ら商標等を譲渡し、又はその使用を許諾するものではありません。

#### 第32条. 【ユーザーによる契約遵守】

1. お客様は、本規約の内容をユーザーに遵守させる義務を負うものとします。ユーザ

ーの本規約に違反する行為は、お客様の違反行為とみなします。

## 第33条. 【第三者サービスの利用】

- 1. お客様は、本サービスの利用にあたり、本ソフトウェア又は本ハードウェアを、当 社以外の第三者が運営するサービス(アプリケーション及びコンテンツ等を含み、 以下「第三者サービス」といいます。なお、本サービスの利用にあたりお客様が有 する BI システムや各種 API を通じて提供されるサービスを含みますが、これに限 られません。)と連携する場合があります。当社は、本サービスと第三者サービス との連携について、何らの保証を行うものでもなく、お客様は、自己の責任におい て、第三者サービスの内容、契約条件及び利用条件、並びに当該第三者サービスと の連携により取得されるデータ等の正確性、完全性等につき、適宜、第三者サービ スにおいても確認を行うものとします。
- 2. お客様は、自己の責任において、第三者サービスを利用するものとし、本サービスと第三者サービスとの連携に起因して、第三者サービスを提供する事業者又は第三者サービスを利用する他の事業者との間での生じた紛争その他一切の債権債務関係について、自己の責任と費用で解決するものとし、当社に何ら迷惑をかけず、またこれにより当社が被った損害(弁護士費用を含みます。)を補償します。
- 3. お客様が本サービスと第三者サービスとの連携を行う場合には、当社は、お客様が本サービス上で入力・送信したデータ(本サービスの登録又は利用に関連する情報、本ハードウェアの購入に関連する情報、個人情報等を含みますが、この限りではありません。)等を当該第三者サービスの運営先・その業務委託先等の第三者に提供することができるものとし、お客様はこれに同意するものとします。
- 4. お客様は、第三者サービスの利用にあたり、お客様と第三者サービスの運営者との間での別途の利用規約その他の契約に従うものとします。

#### 第34条. 【禁止事項等】

- 1. お客様は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
  - ① 本サービス利用契約及び本規約に違反する方法での本ソフトウェア又は本ハードウェアの利用
  - ② 本ソフトウェア又は本ハードウェアから派生物を作成し又はそれらを配布す る行為
  - ③ 本ソフトウェア又は本ハードウェアについてのリバースエンジニアリング、 デコンパイル、ディスアッセンブル、又はその他本ソフトウェアのソースコ ード若しくはアルゴリズムを再構築若しくは明らかにしようとする試み
  - ④ 本ソフトウェア又は本ハードウェアの全部若しくは一部の複製、又はその複製を、第三者に販売、譲渡、ライセンス供与、開示、配布、その他の方法による移転等第三者が使用できるようにする行為
  - ⑤ 本ソフトウェア又は本ハードウェア上の権限の表示又は商標を削除又は変更

する行為

- ⑥ 本ソフトウェアのログイン ID 及び/又はパスワードの共有
- ⑦ 他のお客様の情報の収集を目的とする行為
- ⑧ 当社又は他のお客様その他の第三者に成りすます行為
- ⑨ 他のお客様のアカウントを利用する行為
- ⑩ 反社会的勢力等(第37条第4項において定義される。)への利益供与行為
- ① 本規約の趣旨・目的に反する行為
- ② 本ハードウェアの取扱説明書において使用が禁止されている行為
- ③ 本ハードウェアの取扱説明書において記載されている動作条件下以外で本ハードウェアを使用する行為
- ⑭ 上記の他、当社が不適切と判断する行為
- 2. お客様は、第三者(本サービスの利用者であるかを問いません)が前項の禁止事項 に該当する行為を行っていることを知ったときは、その旨を速やかに当社に届け 出るものとします。

### 第35条. 【本サービスの停止、中断等】

- 1. 当社は、本サービスについて代金を受領している場合といえども、以下の場合に自己の判断で本サービスの停止、中断を行うことができます。この場合、当社は、お客様又はいかなる第三者に対しても、当該、停止又は中断について、損害賠償の責を負わないものとします。
  - ① 転送量あるいは容量の制限の有無にかかわらず、本サービスのシステムに重大な影響を与えるあるいは他の利用者の妨げになるおそれのあると当社がみなす転送量、容量の増大がある場合
  - ② 上記に準じると当社がみなす本サービスのシステムに重大な影響を与える本 サービスの利用がある場合
- 2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様への事前の通知又はお客様の承諾を要することなく、本サービスの提供を中断又は停止することがあります。この場合に当社は、お客様が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。次号のいずれかの事由に基づく本サービスの提供の中断又は停止があった場合にもお客様は、本サービスについての対価の支払義務を免れないものとします。
  - ① サーバー及びその他関連する設備の定期的なメンテナンス作業を行なう場合
  - ② サーバー及びその他関連する設備の故障により保守を行なう場合
  - ③ 運用上又は技術上の必要性がある場合
  - ④ 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
  - ⑤ 法令に基づく場合
  - ⑥ 電気通信の障害や遅延
  - ⑦ サーバー及びその他関連する設備内のソフトウェア (本ソフトウェアを含み

ます)の瑕疵

- ⑧ お客様が本規約の成立に際して当社に対して提供した情報の誤りに基づき本サービスの成立が技術的に困難である場合
- 3. お客様は、サーバーの故障その他の設備の保守、電気通信の障害や遅延、サーバー その他の設備内のソフトウェア(本ソフトウェアを含みます)の瑕疵その他の事由 により本サービスを利用できない事態が生じる可能性があることを了承するもの とします。
- 4. 当社は、本サービスを維持するために合理的な努力を行います。但し、当社は、情報の遅れ、送信違い、未送信、アクセスの制限や損失、バグや他のエラー、本サービスへのアクセスをシェアすることによる認定されていない使用、また、本サービスと相互の影響によって起きたいかなる損害、データ、顧客情報及び販売業者データの紛失、機会損失、その他事業への支障に対しいかなる責任も負いません。本サービスにあるデータ及び情報は、お客様の責任において維持しバックアップしてください。更に、当社は、次の事項についても一切保証いたしません。
  - ① 本サービスにつきお客様の個別の具体的な要求に対応すること
  - ② 本サービスが中断されないこと、タイムリーであること、安全であること、 エラーのないこと
  - ③ 本サービスを使用して得た結果が正確又は信頼性があること

### 第37条. 【本サービスの停止、廃止又は解除】

- 1. 当社は、お客様に以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、お客様への通知又は 催告を要することなく、本サービスを停止し、又は本サービス利用契約及び本レン タル契約 (適用のある場合)を解除することができるものとし、解除日において本 サービス利用契約及び本レンタル契約 (適用のある場合) は終了するものとします。
  - ① お客様が禁止事項(第35条第1項各号)に該当する行為を行った場合
  - ② 当社又は正規代理店への支払を遅延したとき
  - ③ 前号の他、本サービス利用契約又は本レンタル契約(適用のある場合)に違反し、各契約違反について是正の見込みがないと当社が認めた場合
  - ④ 支払停止又は支払不能となったときサービス
  - ⑤ 手形又は小切手が不渡となったとき
  - ⑥ 差押、仮差押え若しくは競売の申し立てがあったとき又は公租公課の滞納処 分を受けたとき
  - ⑦ 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立をしたとき、又は 申立を受けたとき
  - ⑧ 信用状態に重大な不安が生じたとき
  - ⑨ 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
  - ⑩ 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡の決議をしたとき
  - ① 本サービス利用契約及び本レンタル契約(適用のある場合)を履行すること

が困難となる事由が生じたとき

- 2. お客様は、当社に以下の各号の事由が生じた場合、当社への通知又は催告を要することなく、本サービス利用契約及び本レンタル契約(適用のある場合)を解除することができるものとし、解除日において本サービス利用契約及び本レンタル契約(適用のある場合)は終了するものとします。解除の意思表示は、契約管理画面又は当社の書面(電子メールを含む。)により通知することで行なうものとします。お客様は、正規代理店を通じて導入された場合には正規代理店に対して解除の通知を行うものとします。
  - ① 本サービス利用契約又は本レンタル契約(適用のある場合)に違反し、各契約 違反について是正の見込みがないと合理的に認められる場合
  - ② 支払停止又は支払不能となったとき
  - ③ 手形又は小切手が不渡となったとき
  - ④ 差押、仮差押え若しくは競売の申し立てがあったとき又は公租公課の滞納処分を受けたとき
  - ⑤ 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立をしたとき、又は申立を受けたとき
  - ⑥ 信用状態に重大な不安が生じたとき
  - (7) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
  - ⑧ 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡の決議をしたとき
  - ⑨ 本サービス利用契約又は本レンタル契約(適用のある場合)を履行することが 困難となる事由が生じたとき
- 3. 前二項に加え、当社及びお客様は、相手方に以下の各号の事由が生じた場合には、 本サービス利用契約及び本レンタル契約(適用のある場合)を何らの通知又は催告 なく解除することができるものとします。
  - ① 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 4. 前各号における反社会的勢力等とは、以下に該当する者を指します。
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員

- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- ⑦ その他前各号に準ずる者
- 5. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。本項に基づく本サービスの全部の廃止をした場合、当社は何らの債務を負うことなく、本サービス利用契約及び本レンタル契約(適用のある場合)を解除することができるものとします。
  - ① 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
  - ② 本サービスに使用されている第三者のソフトウェアのライセンスが停止ある いは解除され、本サービスに使用されている第三者のハードウェア(その保守 部品も含みます)の供給が停止されたとき
  - ③ 本サービスのサーバー環境の提供業者がサーバー環境を提供できなくなったとき
  - ④ お客様が当社又は正規代理店への支払を遅延した場合
- 6. 本サービス利用契約の終了と同時に、お客様に与えられていた本サービスの利用 許諾及びテクニカル・サポートは全て終了します。本サービスのサーバー環境にあ るお客様のデータ、コンテンツは自動的に消去されるものとします。

# 第38条. 【その他免責事項及び責任制限】

- 1. 当社は、お客様の本サービス(本ソフトウェア及び本ハードウェアを含む。)の利用に関して、お客様に損害が発生したとしても、当社に故意又は重大な過失がない限り、一切の責任を負いません。
- 2. 当社は、本規約に定める他は、本サービス、本ソフトウェア及び本ハードウェアに 事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的 への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含み ます)がないことを明示的にも黙示的にも一切保証致しません。
- 3. 当社は、お客様が本サービスを利用するために用いるコンピューター、スマートフォン、ソフトウェアその他の機器・設備、通信回線その他の通信環境等の不具合により生じたトラブル等については、一切責任を負いません。
- 4. 本サービスの利用に関連してお客様と第三者との間において生じたトラブル等については、お客様の責任において処理及び解決するものとし、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は一切責任を負いません。
- 5. 当社は、当社の合理的な支配の及ばない状況(火事、停電、ハッキング、コンピューター・ウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局若しくは地方自治体による介入、指示若しくは要請、又は内外法令の制定若しくは改廃を含みますがこれらに限定

されません)により本サービス利用契約上の義務を履行できない場合、その状態 が継続する期間中お客様に対し債務不履行責任を負いません。

- 6. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客様又は第三者に損害が生じた場合において、データ、プログラムその他の電磁的記録(以下、単に「データ等」といいます)の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
  - ① サーバーに蓄積又は転送されたデータ等がサーバーその他の設備の故障又は その他の事由により滅失若しくは損傷し、又は外部に漏れたこと
  - ② お客様又は第三者が、本サービスに接続することができず、又は本サービス に接続するために通常より多くの時間を要したこと
  - ③ お客様又は第三者が、サーバーに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、又はこれを他所に転送するために通常より多くの時間を要したこと

# 第39条. 【責任の制限】

- 1. 本規約における当社の各免責規定は、当社に故意又は重過失が存在する場合には適用しません。
- 2. 当社が本サービス利用契約、本販売契約又は本レンタル契約に基づき損害賠償責任を負う場合、当社は、債務不履行、不法行為その他の請求原因にかかわらず、お客様に現実に発生した直接かつ通常生じる範囲内の損害に限るものとし、逸失利益を含むその他の特別損害については責任を負いません。また、当社の累計損害賠償額は、お客様が最後に対価の支払をされた時点から遡って 12 ヶ月間に本サービスについてお客様に関し当社が受領した金額を上限とします。

#### 第40条. 【その他】

- 1. 本サービス利用契約、本販売契約及び本レンタル契約は、日本法を準拠法とし、 同法に従って解釈します。本サービス利用契約、本販売契約及び本レンタル契約 成立以前の全ての合意事項に優先するものとします。
- 2. 本サービス利用契約、本販売契約及び本レンタル契約に起因又は関連する全ての 紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3. 本サービス利用契約、本販売契約及び本レンタル契約中のいずれかの規定が、管轄裁判所において、法律に抵触すると判断された場合は、その規定は、法律の許す限り所期の目的を最大限達成するように変更又は解釈されるものとし、本サービス利用契約、本販売契約及び本レンタル契約のその他の規定は、完全に有効とします。
- 4. お客様は、事前の当社の書面による承諾がない限り、本サービス利用契約、本販売契約及び本レンタル契約の契約上の地位又は本サービス利用契約、本販売契約及び本レンタル契約に基づく権利若しくは義務について、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできず、これに反する譲渡、移転、担保設定その他の処分は無効です。

- 5. coumera、coumera ロゴ、当社、当社ロゴ、その他の当社ロゴとその名称は、株式会社 GRoooVE の商標です。お客様は、事前の当社の書面による承諾なくして、これらの商標をいかなる方法によっても表示したり利用したりしないことに同意します。
- 6. 当社とお客様との間の通知又は連絡は、電子メール又は郵便で行うものとします。 当社は、お客様から、当社が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現 在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知又は連絡を 行い、これらは、発信時にお客様へ到達したものとみなします。お客様が当社へ の連絡を希望される場合には、当社が設けた問合せページ又は当社が指定するメ ールアドレス宛のメールによって行うものとします。
- 7. 本サービス利用契約、本販売契約及び本レンタル契約における条文表題及び番号は、便宜上のもので、法的効果はありません。
- 8. 本サービス利用契約、本販売契約及び本レンタル契約終了後も、第 12 条【本サービスの対価及び支払方法】、第 13 条【本ソフトウェアについての保証】、第 14 条【本ソフトウェアの機能等に関する保証及び責任の限定】、第 18 条【本ハードウェア代金及び支払方法】、第 20 条【本ハードウェアについての保証/契約不適合責任の不適用】、第 27 条【延滞又は破損等】、第 28 条【レンタル料金の支払い等】、第 29 条【本レンタル契約の解約】第 3 項、第 30 条【本ハードウェアについての保証/契約不適合責任の不適用】、第 38 条【その他免責事項及び責任制限】、第 39 条【責任の制限】及び本条【その他】は有効に存続するものとします。

以上